

令和6年12月25日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建築基準適合判定資格者の処分について

令和6年12月18日付けで、関東地方整備局長から建築基準適合判定資格者(確認検査員)に対し、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知らせいたします。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151 (代表) FAX：048-600-1392

建築安全課 課長 田中 (内線：6681)

建築安全課 課長補佐 福地 (内線：6682)

【処分内容】

・建築基準適合判定資格者(確認検査員)

処 分 日 令和6年12月18日

処 分 権 者 関東地方整備局長

資 格 者 名 寺田 博(登録番号:第1715号)

処 分 内 容 業務禁止1月10日(令和7年1月8日から令和7年2月17日まで)

【処分事由の概要】

事案1

埼玉県内の建築物(1物件)の建築物の計画の確認審査を行った確認検査員として、過失により、法第56条の2第1項に適合しない(当該建築物は用途地域の指定のない区域内にあり、同一の敷地内に高さが10メートルを超える建築物があることから、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ4メートルの水平面に、敷地境界線からの水平距離が5メートルを超える範囲において、埼玉県が条例で指定した法別表第4(に)欄の4の項の(3)の号に掲げる時間(4時間ないし5時間)以上日影となる部分を生じさせてはならないにもかかわらず、これに適合しない)ことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。

事案2

埼玉県内の建築物(1物件)の建築物の計画の確認審査を行った確認検査員として、過失により、都市計画法(昭和43年法律第100号)第53条第1項の規定に適合しない(当該建築物は都市計画施設の区域内にあるため、建築するには同項に基づく許可を受けなければならないにもかかわらず、許可を受けていない)ことを見過ごし、指定確認検査機関に確認済証を交付させた。